

申請者 住所 (建築主等) 氏名 電話 ()	様
代理人 住所 氏名 電話 () F A X ()	様
狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書	
杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条の規定による事前協議が終了したので、 杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第7条の規定により、通知します。	
添付書類	1 案内図（2部） 2 現況平面図（縮尺1：100）
協議に係る土地（申請地）の所在地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号
申請地の土地所有者	住所 氏名
前面道路の種類	1 2項道路 2 その他 () 1 通り抜け 2 行き止まり
	1 特別区道 2 区有通路等 3 私道 4 その他 ()

協議	後退用地等	中心線・後退区域	別途現況平面図のとおり	
		後退用地	1 有	2 無
		隅切り用地	1 有	2 無
		管理方法	1 区管理	2 自己管理
事項	特記事項	・区の整備にあたっては、別紙特記事項を遵守すること。 ・隣地が後退済の場合、隣地との境界にある塀は所有の有無にかかわらず必ず撤去すること。 ・後退用地には通行の支障となるものは設置しないこと。 ・狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書は、権利継承者に引き継ぐこと。 ・確認申請等および建築計画概要書の配置図には、事前協議通知書に添付されている現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入すること。 ②境界杭等の高さ調整、再表示は申請者が行なうこと。		
		方 法	1 整備承諾	2 自主整備
		境 界	1 L形側溝移設	2 縁石設置
		舗 装	1 アスファルト舗装	2 その他
		移 設 物	1 電力柱 2 電信電話柱 3 街路灯 4 その他(道路反射鏡、交通標識、消火器、掲示板、公共基準点)	
特 記 事 項	・拡幅に伴う電柱、標識等の移設については協力すること。 ・協議事項と相違がある場合は、区の指示に従うこと。			
助成項目	1 門又は塀等の除却費 2 樹木の移設費 3 設備配管等撤去・移設費 4 擁壁工事費 5 事務手続費 6 隅切り奨励金（区管理・自己管理） 7 重点整備路線の門又は塀等の除却・築造費			
年 月 日 杉並区長 岸本聡子 印				

・助成項目の（3）、（7）は、新築、増築工事の時には対象外です。